



【総務部】新型コロナウイルス感染症についての情報提供-2020.4.6

▶ [都知事権限の「緊急事態措置」の詳細明らかに あすにも緊急事態宣言で調整決断の理由は](#)

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて安倍総理大臣は早ければ7日にも緊急事態宣言を出すため調整に入りました。政府は日本経済に与える影響なども含めて慎重に検討してきましたが、医療崩壊を防ぐためにも緊急事態宣言を出すべきだという声の高まりなどを受けて決断したものとみられます。

ある官邸幹部は、決断の理由について「東京の病床のキャパシティを超えたことと大阪圏も含めて全国で感染者数が増えてきたことが大きかった」と話しています。複数の政府関係者によると安倍総理大臣は、6日夕方にも緊急事態宣言に向けた準備に入ることを表明する見通しです。宣言の前には専門家からなる諮問委員会を招集し、期間や区域などについて諮問します。

官邸関係者によると正式な招集は7日になる見通しで、その後、緊急事態宣言は早ければ7日中に出来るものとみられます。6日は専門家から宣言を出す区域など具体的な内容について聞き取りを行い、西村担当大臣が安倍総理大臣に報告する見通しです。

政府高官は6日朝、期間は「最低でも3週間」との見方を示して別の官邸幹部は区域について「一都三県と大阪が軸になるのでは」と話しています。ただ、緊急事態宣言が出されても、欧米のような都市封鎖が行われることはありません。

一方、政府は7日、追加の経済対策をとりまとめます。日本テレビが入手した政府の原案では、感染の発生前と比べてことし2月から6月の世帯主の月間収入が減少した住民税非課税の世帯などに1世帯当たり30万円の給付を行うことが盛り込まれています。

また、治療に一定の効果が見込まれているアビガンについては、今年度内に200万人分の備蓄を目指すとしています。

▶ [首相、あすにも緊急事態宣言 期間は5月6日までを検討](#)

4/6(月) 11:42配信

安倍晋三首相は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言に踏み切る意向を固めた。6日夕の政府対策本部で準備に着手し、7日に諮問委員会を開いて専門家に意見を仰いだうえで、早ければ同日中にも宣言を出す方向だ。対象区域は、感染が急拡大する東京都など首都圏や大阪府などを念頭に置いており、すでに都に宣言を出す考えを伝えた。

緊急事態宣言は、新型コロナ対応の特別措置法を根拠とする。同法に基づく宣言は初めて。政府関係者によると、実施期間は大型連休最終日の5月6日までを軸に検討しているという。宣言を出すには、「国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れ」があり、「全国的かつ急速な蔓延(まんえん)で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ」とする二つの要件を満たす必要がある。政府は7日の諮問委員会ですべての専門家に宣言に向けて意見を聞く考えだ。

新型コロナ対応を担当する西村康稔経済再生相は6日の衆院決算行政監視委員会で「東京での感染者数が増え、経路が分からない数が増える中で非常に緊迫した状況だ」と語った。

▶ [首相、緊急事態宣言へ意向を固める 特措法に基づき初](#)

4/6(月) 7:09配信

安倍晋三首相は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言に踏み切る意向を固めた。諮問委員会に諮り、専門家の意見を仰いだうえで、近く宣言を出す方針だ。

緊急事態宣言の規定がある新型インフルエンザ等特別措置法の対象に、新型コロナを加える改正法が3月に国会で成立し、施行されていた。同法に基づく実際の宣言は初めて。

緊急事態宣言は、政府対策本部の本部長を務める首相が、都道府県を単位とする

区域や実施期間などを示して出すと、特措法で定められている。該当地域の都道府県知事が、感染拡大防止などで必要と判断すれば、住民への不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用停止、イベントの開催制限の要請・指示などの措置をとることができる。

使用制限を要請できる施設には、学校や劇場、百貨店、体育館、ホテルなどがあげられる。スーパーマーケットも含まれるが、食品、医薬品、衛生用品、燃料など厚生労働相が定める生活必需品の売り場は営業を続けられる。こうした要請や指示に違反しても罰則はない。

外出自粛に罰則を設けることなど海外で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)と、緊急事態宣言を同一視する見方がネット上などであるが、同じではない。特措法には、強制的に外出を禁じる規定はなく、鉄道やバスなどの公共交通機関の運行をとめて、封鎖する規定もない。首相みずから都市封鎖は「できない」とする。

▶ [全日本柔道連盟 職員1人が感染 ほか10人ほど発熱 新型コロナ](#)

全日本柔道連盟の事務局に勤務する職員1人が、新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。この職員は、自宅待機をしているということです。

全日本柔道連盟によりますと、発熱の症状などを訴えていた事務局の職員1人が4日夜、新型コロナウイルスの検査で陽性と判定されました。この職員は自宅待機をしているということです。

またこのほかにも発熱の症状がある職員が10人程度いて、いずれも自宅待機をしているということです。

全柔連は先月30日から今月10日まで事務局を原則的に閉鎖したうえで職員を在宅勤務としていて、6日から保健所の指導のもと、濃厚接触者の特定や事務所の消毒などの措置を取り、感染拡大防止に努めたいとしています。

▶ [新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について](#)

特措法「緊急事態宣言」で可能になる主な措置



住民への外出自粛要請



学校、保育所、老人福祉施設などの使用停止の要請、指示



音楽、スポーツイベントなどの開催制限の要請、指示



予防接種の実施指示



臨時医療施設のための土地、建物の使用。同意なしも可



鉄道、運送会社などへの医薬品の運送要請、指示



医薬品、食品などの売り渡しの要請。収用もできる

【Q&A】「緊急事態宣言」って何？

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。各国が「緊急事態」を宣言したり、一部地域に強制力がある外出禁止令が出されたりするなか、日本でも政府による「緊急事態宣言」が出されるかが焦点となっています。そもそも「緊急事態宣言」はどのような場合に出され、宣言が出されると市民生活はどう変わのでしょうか？

Q：いま取り沙汰されている「緊急事態宣言」って何？

改正新型インフルエンザ対策特別措置法（特措法）に基づく宣言で、安倍晋三首相が出します。宣言を出す際には、（1）国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある（2）全国的かつ急速なまん延により国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす、あるいはその恐れがある——の2要素が認められる必要があります。

Q：なぜ新型コロナウイルスに対処するのに、法律の名前は「新型インフルエンザ」なの？

もともとこの特措法は新型インフルエンザのまん延防止のために2012年に成立しました。感染症対策の特措法として新型コロナウイルスにも適応できるとの判断から今年3月に改正され、新型コロナウイルスも特措法の対象に入りました。

Q：なぜ宣言が目目されているの？

宣言は、新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する目的で出されます。一方、国民の自由（私権）を制限することにつながるため、宣言を出すか否かについては慎重であるべきとの声もあります。この特措法に基づいた「緊急事態宣言」はこれまで出されたことはありません。

Q：具体的にはどんなことが制限されるの？

宣言にあたり、安倍首相は対象地域や期間（延長含めて最長3年）を指定します。対象となった都道府県の知事は、住民に対して外出自粛を要請したり、学校、映画館、劇場、音楽ホールや人が集まる施設の使用を制限したり、仮設病院を設置するために土地を収用したりできるようになります。ただ今回の改正特措法は、政令で2021年1月末までが適用期間とされました。

Q：北海道の鈴木直知事が2月28日に「緊急事態宣言」を出しました。安倍首相が出す可能性があるものとは違うのでしょうか？

鈴木知事の宣言には法的根拠がなく、あくまで道民に対する知事の呼び掛け・お願いです。特措法の下で安倍首相が出す可能性がある宣言とは全く異なります。

